

開会（10：03）

○増井好典委員長 予算決算審査特別委員会に引き続き、御苦労さまです。ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は全部で7件であります。

審査順序はお手元に配付の議案審査順表のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 御異議なしということで、お手元の審査順表のとおりとさせていただきます。

それでは、上下水道部所管の議案から順次審査に入ります。

議第84号「令和7年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 42ページのし尿公課費461万7,000円とその下の環境管理センター維持管理費、これは電話機を設置するのか修繕するのかというお話だと思うんですが、その2つについて説明をもう少しお願いしたいです。

○村松 久下水道課長 まず、し尿公課費にございますけども、これについては消費税の関係でございます。9月に確定申告を行いまして、今年度の納付額が確定しているところでございます。

前年度の実績に基づきまして、4分割して納めていたところなんですけれども、確定申告の結果、課税額が上がりましたので、後半分の納付の金額に差が生じるということで、今回、補正させていただいたものでございます。

続きまして、維持管理費の電話の交換でございますけれども、環境管理センターの電話機がもう大分古くて、今年度も一時不調が発生しまして、かなりシステムが古いということで主装置からの交換でございます。それに伴いまして、電話機10台の交換が発生したことに関しては、今回139万6,000円の補正ということで、要求したところでございます。

○深田ゆり子委員 了解です。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第84号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案はこれを原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議第88号「令和7年度焼津市水道事業会計補正予算（第1号）案」を議題いたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○**深田ゆり子委員** 79ページ、議第88号で、今回、企業債を4,000万円減額して、その代わり第2項として出資金、一般会計から4,000万円を繰り入れるということになっておりますけれども、その理由と、あと計算式が分かりにくいんですけれども、それを教えてください。

○**渋谷明秀水道総務課長** まず今回、出資金を受け入れる状況に至った経過でありますけれども、国の制度の変更がありまして、水道管路耐震化事業という制度がありまして、そちらの繰出し基準が見直されまして、それで、今回、焼津市でも、その繰出し基準に基づいて出資金が受けられる状況になったことから、今回、財政部局と協議いたしまして、出資金を受け入れるという形で協議が整いましたので、そういったことに基づきまして、出資金を受け入れるといったような形になっております。

続きまして、4,000万円の計算ということですが、こちらの額につきましては、令和7年度に水道管路の耐震化の対象事業というものが金額にして13億900万円余りあります。それに対して、過去、令和2年度から令和4年度の平均管路耐震化事業費というものがありまして、こちらは実績になりますけれども、9億6,200万円余りになっております。それとは別に、国で定めております有収水量1立米当たりの管路耐震化事業費を出す計算式がありまして、そちらに基づいて算出された金額が9億3,500万円余りとなっております。こちらを比較しまして低いほうを取りまして、それが令和7年度の基準耐震化事業費となっております。

こちらと上積み分というものを計算いたしますと、上積み分が9億3,500万円余りになっております。これが耐震化上積み分の事業費になりまして、そこから今年度の耐震化事業費の差額を計算しまして3億7,390万円余り、これが令和7年度の上積み事業費ということになります。そこから、基準で4分の1が市の出資金として繰入れが可能な金額というものが出てきます。そちらが9,300万円余りとなっております。

ここを基に、財政部局と協議をいたしまして、令和7年度につきましては4,000万円の繰入れということで協議が整ったものですから、今回、4,000万円の出資金を受け入れるということで計上させていただきまして、その分、企業債を4,000万円減額という形で補正させていただいております。

○**深田ゆり子委員** 4分の1、9,300万円の繰入れが可能だけれども、財政課と話をして4,000万円になったと。その残りの5,300万円は新年度に繰り入れることが可能なのか、それとも、令和7年度では今回限りだよ、令和8年度はまた別だよ、その辺のお考えはどうなんですか。

○**渋谷明秀水道総務課長** まず、先ほどお話しありました5,300万円の残額分につきましては、あくまでもこの事業というのは、年度で出資額というものを決めていくものですから、今年度の残りの5,300万円につきましては、来年度以降に繰り越すということとはできない制度となっております。

来年度以降につきましては、令和8年度の当初予算編成の中で財政部局と協議をして

いきまして、何とか同じような形で繰入れできるよう協議していきたいと考えております。

○深田ゆり子委員 了解です。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第88号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で上下水道部所管の議案審査は終了いたしました。

上下水道部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩(10:14~10:15)

○増井好典委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部所管の議案審査に入ります。

議第86号「令和7年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第86号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案はこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号「令和7年度焼津市港湾事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○石田江利子委員 72ページの歳出の1款1項1目の大井川港管理費の中の港湾施設管理事業費の中で、「よしがも」の引揚げの委託料ということで317万円、これは清掃船で

すよね。引き揚げて、その後どうされるのか、その辺りをお伺いできたらと思うんですけど。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 現在、大井川港漁業協同組合の敷地に引揚げをしています。これについては、今後解体して処分する形で考えております。

○白石雅治建設部長 補足をさせていただきます。あれは今年度、廃船処理をする予定でしたものですから、当初予算でお金を確保していたんです。それが予想よりも早く船底に穴が空いてしまって沈水したものですから、その分、引揚げの費用がプラスされたものですから、今回、補正予算では、その引揚げの費用を予算計上させていただいたということです。本来、今年度廃船する予定でいた船ということで補正させていただきます。よろしく願いいたします。

○深田ゆり子委員 今、引揚げの費用ということなんですが、先ほど所長が処分を今後するというので、それはまた別の費用になるんですか、その辺りどうですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 解体については、当初予算で計上してあります。今回お願いしているものについては、引揚げに伴う費用と、それに伴って、船内に水とかが当然入っています。その油の処理をしないといけないものですから、そういった費用を計上させていただいております。

○深田ゆり子委員 了解です。

○鈴木浩己委員 73ページ、職員手当ですとか、その下の(2)の職員の異動状況ということで、表の右側の備考欄に、補正前は8人、補正後は9人ということで1人増員されています。もともと、この港湾事業の職員定数が何人だったのか、それから1人増員したというのは、業務量が増えたのかどうなのか、その辺り詳細を御説明お願いします。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 人件費の関係をお答えします。

今回増えているのは、一般管理職員給与費ということで、一般管理については、管理振興担当の職員が3名、あと所長の計4名という形で当初予算を計上してありました。

調整官も配置されていますけど、調整官については、特に配置の変更はありませんでしたけど、専門的に業務に従事していただくということで、今年度より課づけの予算ということで、人事課からそういった配置になったということで1名増員という形になっております。

○鈴木浩己委員 それじゃ、職員定数が8から9になったという解釈でいいですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 給与費的には、もともと9名で事務をやっているというような費用でございます。

○鈴木浩己委員 もともと9人でやっていたんだけど、8人でやっていて、今回の補正で1人増えて9人という定数に戻ったという、そういう解釈でいいですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 調整官の役割として、大井川港の活性化ということでポートセールスだったり、津波対策の関係を主にやっていただいているところでございます。それに加えて、農業振興とか、農業、土木の分野についても調整官として配置されているということで、今回そういった業務をより専門的なというところで、大井川港へ配属された中で9名体制でやっていただいているということでございます。

○鈴木浩己委員 了解です。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第87号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案はこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第97号「令和6年度社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)(明許繰越)大井川港胸壁整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について」を議題といたします。

当局に対して、質疑のある委員は御発言願います。

○吉田昇一副委員長 これは、一度締結したのが変更されて、またアップした金額で締結しようということだと思いますけども、これは何が変更されて、その原因は何だったのか、要因は何でしょうか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 今回の胸壁整備の関係の変更の理由になりますけど、市道1632号線、既設の道路があそこに隣接していますけど、そういった道路に関わる関係で一定の区間の整備が完了するということがあります。そういった中で、胸壁と既存の道路との間に15センチぐらいの段差が生じているということがあります。そういった中で、道路の雨水排水とかをちゃんと確保するというので、道路側溝の整備とか、そういうものが主な増工となっております。

○吉田昇一副委員長 さきに締結したときに、そのようなことは考慮はされなかったのかどうか。前に入札をやったと思うんですが、そのときに、道路との段差とか雨水関係のことというのは入っていなかったのか、突発的に起こったということじゃないと思うので、その辺は検討不足だったというような解釈でいいですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 道路側溝だとか舗装については、随時すりつけ的なものは過去にもやってきました。そういった中で、一部区間が完了するというので、今回増工しているわけなんですけど、当初、胸壁整備を国の予算もいただきながらやっているものですから、そういった中で胸壁整備を先行して、入札差金という形で事業の進捗をするような形で、最終完成形に仕上げるということで、今回補正をさせていただいております。

○吉田昇一副委員長 これ、胸壁の整備と道路関係と、胸壁に付随して段差等だと思うんですけど、胸壁整備の請負契約の中に道路のそちらまで入れてしまうのか、別途にやるとか、その辺の決めはどのようになっているんですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 胸壁整備と陸開整備をやっているところなんですけど、ちょうど隣接しているところで掘削したりということで施工範囲も同じだったということもありまして、包括的に施工管理とか安全管理というものをしていかないとならないということもありますので、安全で円滑な施工を確保するような形で今回変更の対象と

させていただきます。

○吉田昇一副委員長 分かりました。

○深田ゆり子委員 今回の変更に伴う説明をいただいたんですけども、具体的に、どこがどうなっているのかが分からないものですから、この図面を見て分からないんですよ。それをお示しいただきたい。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 大井川港の事務所があります。交差点が公会堂のところにあるんですけど、そこから海に向かった道路が1632号という形になっております。その建物と岸壁とのところに、今、陸閘という形で整備しておりますけど、その路線からT字の交差点、事務所の前の広い通りから一本海側に入った部分の道路側溝と舗装の打ち替えとなっております。

配付した資料だと分かりにくいんですけど、断面図に市道の路線名だけ書いてあるんですけど、その部分になります。

○深田ゆり子委員 34ページでいうと、黒く塗られているところとその左側が道路になるのかしら。この隙間に段差があるということなんですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 34ページは平面図になるものですから、上から写した形です。

黒くなっているところは陸閘の部分になるものですから、違って、35ページの断面図で見ていただいたほうがいいかなと思います。分かりにくいんですけど、陸閘がT字形の胸壁が本体のものになります。その横に道路が付随しているわけなんですけど、そこに段差ができておりますということで、胸壁の横に道路側溝をつけて、舗装の打ち替えという形になっています。

○白石雅治建設部長 もう一回、今回の補正の関係です。もう少し詳しく御説明申し上げます。

まず1点は、今回の変更につきましては、かなり金額が大きいということでございます。1点は、やはり入札差金が入札の落札率が非常に今回低くて、実際では、予定価格に対して86.5%ということでかなり落札率が低かった状況です。しかも、今回につきましては国庫補助事業ということがあるものですから、これについては、国からの補助金については、それは全て事業進捗を図ったり、検収したりしているような一般的な形でやっておりますので、その辺のところは先ほど言った変更であります。

もう一つ大きなものが、労務単価が4月以降大分上がってということで、その処理も今回併せてやっているものですから、それも、令和7年3月から、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価に関する対応についてということで国から通知がございまして、それに基づきまして業者から、単価が大分上がっているものですから、増額分については、変更ということで請求がありまして、それに基づきまして変更している点がもう一点ございます。

主なものは、繰り返しになりますが、労務単価の上昇に伴う変更と、それと差金が大分大きく出たということもありますので、入札差金処理ということで、事業進捗を図るために、胸壁整備に係る舗装を変更といったものになります。

それとあと、陸閘について、もう少し図面で詳しく申し上げますと、資料は、図面向かって左側が海、こちらが陸になりますけど、1632号線という市道があるんですが、胸

壁の構造に合わせて、この胸壁の高さを決めて、構造の底部の部分を決めているものですから、どうしても一部この部分に段差が生じてしまうということもありますので、乗り入れをしっかりと、側溝は海側からやっているものですから、そこで整理をしたいということで、今回この据付けもやって、ここについての市道の、せっかく陸開ができたものですから、すぐ乗り入れしなくちゃいけないものですから、そういう意味での舗装と側溝処理を今回追加で計上させていただいたというところでございます。

内容的には、そういう内容の変更になっております。

○石田江利子委員 今の説明で、それ増額分の増工ですよ、工事に伴ったその金額、1,700万円という大きい金額の増額になっているわけなんですけど、あとは労務単価の変更に伴う増額、そこの内訳がもし分かれば教えていただきたいのと、あとは余分な工事と言ったら失礼なんですけど、工事内容が増えているわけです。それに伴う工程に関連して、工程には影響はないかどうかもお伺いしたいです。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 変更に関する内訳についてですけど、特例の措置に伴う労務単価の変更が約470万円、排水工の増工として約520万円、舗装の打ち替えということで約660万円、そのほか排水とか舗装の工事に伴って既設の構造物の取壊しとか土工がありますけど、そういったものが50万円で全体で1,703万9,000円の増となっております。

工程については、今、陸開の工事の据付けがちょうど完了したところでございます。年明けに周りのコンクリートを打つ形になって、その後、側溝の整備だったり、舗装の形になりますので、工期延長とかそういった工程には影響はありません。

○石田江利子委員 了解しました。

○吉田昇一副委員長 労務単価等が出てきたので、もう一つ確認します。

この労務単価は、国で上がったからそれに対して業者から請求がということでしょうけども、これは、この業者と請負契約を結んでいるのですから、入札で、もしほかの業者になった場合も同じような金額で、こういうような変更が認められるものなのか、そこだけ確認しておきます。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 労務単価の特例については、令和7年3月以降に適用された新しい公共の単価がありますけど、その変更に伴って、旧の施工単価で契約を結んでいるものですから、そういったものに変更できますよという制度になっております。それについては、どこの業者でも当然同じですので、労務単価の変更について協議できますという市からも通知を出したところ、請求があったことから変更をしているものでございます。

○吉田昇一副委員長 分かりました。

○鈴木浩己委員 素朴な質問なんですけど、今回、排水とか舗装をした場所というのは、大井川港の港湾の敷地だから所長からずっと説明しているのか、その辺、どこの敷地をやったのかというのを教えてください。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 胸壁については、港の公共敷地、岸壁上の一部になります。側溝だとか舗装というのは、今、市道認定されているものですから、当然、市道という形になりますけど、一応、臨港地区の中で胸壁整備に伴ってそういった事象が生じたというところで、改修ではないんですけど、そういったすりつけの部分については、

胸壁整備の中で行っていることでございます。

○鈴木浩己委員 ここ以外にも、同様の感じで段差をなくしたというところもありましたか。

○白石雅治建設部長 そうですね。今、港湾の関係ですが、通常一般、例えば都市開発でもそうですけど、民地で工事をやって、そこというのは市道になりますと、道路工事承認というものを市にいただいて、自分たちが工事を民地でやったときにどうしても、例えば擁壁を官民境界いっぱいになると、影響が掘削で出ちゃうものですから、段差が出たりとか舗装の影響が出ているところについては、道路工事承認で、市にそういった工事の復旧作業ということで、道路復旧ということで申請が来ますので、それに基づいてやっていただくということで、一般的にはそういう形ですので、今回の港湾についても、港湾管理者と道路管理者、同じ市の人間でも立場違うものですから、工事承認を出した上でそういう工事処理を、あるいは適正に路面を管理するためにちゃんと処理をするという、そういう形で今、全ての工事に対しそういう形で対応していますので、内容的にはそういう形の承認工事ということになります。

○鈴木浩己委員 分かりました。了解です。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第97号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案はこれを可決すべきものと決しました。

続きまして、議第98号「可搬式排水ポンプの取得について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○四之宮慎一委員 可搬式排水ポンプについて、運用はどういうふうに考えているのか教えてください。

○南 昌広河川課長 焼津市建設工業会に委託するような形で進めております。

○四之宮慎一委員 前回、焼津市建設工業会にポンプを購入して、まだ、そのとき置き場所等決まっていなかったんですけど、それと、あと、これも焼津市建設工業会に使うもらうということなんですけど、その辺の前から購入したものの兼ね合いはどうされるのか、教えてください。

○南 昌広河川課長 既存の排水ポンプ車におきましては、大井川建設業協会をお願いしております、排水ポンプ車の、先日、契約締結しました2号車と、今回新たに購入するものにつきましては、焼津市建設工業会をお願いしています。

排水ポンプ車の保管場所につきましては検討中ではありますが、出動が予想される箇所を踏まえまして、迅速に出動できますように、場所や体制を調整しているところであり

ます。

○**四之宮慎一委員** 排水ポンプ車の移動はいいんですけど、この可搬式の運搬とかはどういうふうに考えているか、教えてください。

○**南 昌広河川課長** 可搬式排水ポンプにつきましては、2トントラックの荷台に設置しまして、それで作業を行うような形で進めております。

2トントラックにつきましては、別途発注しまして、先日、購入の契約を締結したところであります。

○**深田ゆり子委員** そうしますと、今回の可搬式排水ポンプ1式ということで、1つということですよ。では、現在、焼津市には何台あって、それと同じものなのか、今回はまた新しい何か機能が拡張されているのか、その辺のことを教えてください。

○**南 昌広河川課長** 既存のものにつきましては、まず、200ミリのポンプが6台あるような形のものがあるのと、

そして、先日、契約締結させてもらいました2つ目の排水ポンプ車につきましては、200ミリのポンプが4台という形になっております。

今回の可搬式ポンプにつきましては、250ミリのポンプが1台あるような形で、ユニット式という形になっているような状況です。

○**白石雅治建設部長** 補足をさせていただきます。

今、河川課長が申しあげましたように、市が今回、これを購入することによりまして、3つの排水ポンプ車が設置されるわけでございます。

以前から使用している国土交通省から購入したものがあり、それと、先日の議会で契約締結の御承認いただいたものが1件、それと今回、上程さしあげたものが1件あるということで、それぞれ、最初のものと同じものについては、ほぼ同じような機能のもので、大きさもほぼ同じものがございます。

今回、購入するものはユニット式ということなのですが、それについては、やはり道路が狭いところに入っていく場合が水防活動のときにありますので、大きいものより少しコンパクトなもので、機能性が高いものということで、今回種類を変えてユニット式を購入して、2トン車に積んであるのですが、それをもって、もう少し道路の幅員が狭いところの排水にも対応できるような、狭い道路に対してもポンプ車がそこまで行けるような、そういうこともあって、少し種類を変えて今回、予算を確保して対応していきたいということで考えています。

○**深田ゆり子委員** そうすると、1つは、国土交通省の今までのものが大井川の河川敷の倉庫に入っていると。もう一台は前回、今後決めますよと、特に北部に置いていただきたいという御意見もあったと思うんですけども、それで、場所は決まったのか。今回のものはどっちに置くのか、それとも、また新たに別の場所に置くのか、その辺のことはどうなっているのでしょうか。

○**南 昌広河川課長** 今回の排水ポンプ車の保管場所につきましては、大井川の水防センターに保管するような形で進めております。

今、契約締結している2号車につきましても、大井川の水防センターに保管するような形で進めております。

○**深田ゆり子委員** できれば引き続き、2台、3台、せめて北部と南部に分けて保管して

いただいて、すぐに対応できるように。せっかく狭い道に対応できるような排水ポンプを購入していただくので、大井川よりも中心部とか北部のほうが狭い道が多いんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことをどういうふうにお考えですか。

○南 昌広河川課長 出動が予想される箇所を踏まえまして、迅速に出動できる体制を強化して進めていきたいと思えます。

○深田ゆり子委員 体制も大事ですけど、保管場所も大事なので、引き続きよろしくお願ひします。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第98号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって本案は、これを可決すべきものと決しました。

以上で建設部所管の議案審査は終了いたしました。

建設部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩(10:48~10:50)

○増井好典委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

経済部所管の議案審査に入ります。

議第96号「焼津市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願ひします。

○吉田昇一副委員長 この緑地の面積率の緩和ということなんですが、以前に市内企業における工場用地の拡張に係る需要の状況等を踏まえみたいない説明があったんですが、具体的にどこかの企業から緩和してくれというような要望があつてのことなのか、その辺の経緯というのはどうなんですか。

○増田善成誘致戦略課長 今の御質疑に対しましてのお答えですけども、開発行為、民間事業の開発、工場立地法に係る特定工場という工場がございまして、建築面積でいうと3,000平米以上、敷地面積でいうと9,000平米以上の特定工場と言われる事業所が立地する際に、よく開発行為の資料の中で、緑地率が高いんじゃないかというのはよく言われるということは耳にしております。

実際に、当課におきまして、先般アンケート調査を行いました。現在、工場立地法の適用を受けている市内工場は70工場ございまして、そのうち60社に対して回答を受けて

いるところでございます。その回答を受けている中の約7割が拡張の計画があるということであって、ただし、拡張する面積が足りない、あるいは不可能ということで回答がでございます。

どういうことかと言うと、緑地の関係が影響を受けていて、敷地内で拡張することは難しいということでアンケート調査の結果が出ております。ですので、かなりの件数で、工場を建てる際に工場立地法の緑化率の緩和を希望するところが多いという認識でございます。

○吉田昇一副委員長 分かりました。

○深田ゆり子委員 国の法律では分からないんですけども、これは市で決めることができるんですか。

○増田善成誘致戦略課長 大本は国の基準がでございます。国の法律の中で、地方で準則を定めるということになっていまして、国の範囲の中で、市独自の緑化率、あるいは環境施設の率を定めることができるということになっています。

○深田ゆり子委員 準則を定める、緑化率を決めることができるということなんですけれども、国の基準に対して、焼津市はどのような状況なんですか。

○山下敦史経済部長 今回、参考資料で出しております29ページを御覧いただきたいと思っております。国の工場立地法では、第1種から第4種まで区分がございまして、第1種については、国の基準では、緑地面積が20%、環境施設が25%となっておりますので、今回、第1種区域で新しいほうに掲載はございませんけれども、ここは国の基準どおりにいくということですから、その範囲内で市の条例で決められるという中で、今までは第一種区域についてはより厳しい基準を、緑地面積については20%のところ25%ということの上乗せをしていたんですね。それで、環境施設については30%以上ということで、国より5%ずつ上乗せしておりました。そこを元に戻しまして、あと、そのほかの部分につきましては、今回、緑地面積を10%以上、環境施設を15%以上ということで、第2種、第3種、第4種と改定しようとするものでございます。

県内を見ても、さらに緑地面積5%まで緩和しているところもでございます。ですけども、焼津市の場合は、みどりを育てる条例で10%以上ということをしている関係もありますので、一応その整合を取りまして、今回10%までの緩和にとどめているところでございます。

○深田ゆり子委員 そうしますと、第1種は変わらない。書いていないので、変わらないということですか。

○増田善成誘致戦略課長 第1種については、もともと国の準則よりも高い数値のパーセンテージを定めておりましたので、国の準則に合わせると、国の率に合わせるということでございます。

○深田ゆり子委員 そうしますと、第1種は旧と新がありますけど、新が、緑地面積率が第1種20%で、環境施設面積率が25%ということですよ。一応、変わりますよね。変わるのに書いていないというのはどういうことなんです。

○山下敦史経済部長 法律の立てつけとして、国の準則の範囲内で市が定める場合に条例を定めるものですから、国の準則に沿って行うものについては、市の条例で定める必要がないので掲載していないということでございます。

市が国と違うものを定めるときに条例で定めるものですから、その場合は掲載しなきゃいけないんですけど、国の準則に沿って行う場合は、市で定める必要がないので、今回、表の中に載ってこないということでございます。

- 深田ゆり子委員 そうすると、第3種区域は変わらないんですよね。
- 山下敦史経済部長 はい。
- 深田ゆり子委員 第2種と第4種が狭くしますよと、制限を緩和しますよということなんですけども、先ほどの御答弁で、60社からアンケートの回答があったということなので、この60社が主に第2種と第4種区域なのか、その辺の説明をお願いします。
- 増田善成誘致戦略課長 ほとんどは市街化調整区域になりますので、第4種という形になります。
- 深田ゆり子委員 分かりました。
- 四之宮慎一委員 緑地と環境施設の面積が工場の建物の増築で減るという考えなんですけど、環境面、雨水浸透とかそういう部分については考えているのか、考えていないのか、そこを教えてください。
- 増田善成誘致戦略課長 環境施設の中には、雨水浸透施設も入れることができるということですので、整備はできるということです。
- 四之宮慎一委員 そこまでは、でも、最初に建てる時の雨水浸透施設とかそういう基準があるので、今回、そっちは考えず、要は緑地がなくなると雨水の浸透が減っちゃうわけじゃないですか、その分。
- 山下敦史経済部長 敷地内の雨水の浸透する部分が、緑地が減ることによって減ってしまうという懸念でございますよね。
例えば開発行為をするときの雨水の排水の問題については、それとは別に下流域の流下能力を見て、貯水池であったり貯留槽を造ったりするものですから、また、環境の緑地面積によって雨水排水がより多く敷地に浸透せず、外に出てしまう影響というのは、考えることは必要はないのかなど。敷地から出る水については、開発行為の技術基準の中できちんと指導される要件ですので、今回改正の主な趣旨は、現状、今、市街化調整区域で企業の誘致を進めざるを得ない状況ではあるんですが、それはなぜかということ、1つには、国でもそういう改正の動きがあるんですが、敷地内で本来であれば増築が可能であるものについても、緑地とか環境施設の面積を一定程度設けなきゃいけないということによって、それを確保したまま増築することは難しいということで、そうすると新たな用地を設けなければいけないと、そういったことにもなりかねませんので、市では、特定工場にアンケートをする中で、市街化調整区域なんてあまり周りに住家もないということで、緩和したところで影響はないと答えている企業も多いものですから、なるべくならよその敷地を設けずに、敷地内でもし設備投資ができるのであれば、緑地を緩和することによって敷地内で設備投資していただきたい、増築していただきたい、そういったことも再度改正に向けての考え方でございます。
- 深田ゆり子委員 第3種区域を変更しなかった理由は何かあるんですか。
- 増田善成誘致戦略課長 もともと第3種は工業、工専地域になりまして、現状のままで、もう何社か建っているんですけど、10%、15%でそのままということで。
- 増井好典委員長 いいですか。

○深田ゆり子委員 はい。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第96号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員でございます。本案はこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済部所管の議案審査は終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦勞さまでした。

閉会 (11:05)